

高松市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年8月18日

高松市監査委員 北原和夫  
同 吉田正己  
同 宮本和人  
同 大塚寛

平成16年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松市衛生組合連合会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
環境部環境保全課	平成15年度に執行した高松市衛生組合連合会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成16年4月26日から 平成16年6月29日まで
高松市衛生組合連合会	平成15年度に執行した高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	

## (2) 監査の方法

平成15年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している環境部環境保全課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 高松市衛生組合連合会（以下「連合会」という。）の概要

### ア 設置目的

高松市内における生活環境改善および健康増進運動の推進，環境および公衆衛生思想の普及向上等公衆衛生に関する自主的実践活動を目的とする地区衛生組織活動の振興を期するため，市内における地区協議会相互の緊密な連帯を図るとともに，住民が個人または団体の一員として環境および公衆衛生に関する事業に積極的に参加するような気運の醸成に努め，もって健康で明るく住みよい社会の建設に資することを目的とする。

### イ 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号

### ウ 組織（平成16年3月31日現在）

役員は36人で，その内訳は名誉会長1人，会長1人，副会長3人，常任理事5人，監事2人および理事24人である。

### エ 実施事業

- (ア) 衛生思想の普及徹底
- (イ) 衛生に関する調査研究
- (ウ) 衛生に関する知的水準の向上指導
- (エ) 加入組合の指導育成
- (オ) 衛生組合の設立勧奨
- (カ) その他本会の目的達成に必要な事業

### オ 高松市との関係

高松市は，環境美化運動やごみ減量運動の推進など，市の環境衛生

事業に寄与している連合会に対し、財政援助として、次表のとおり補助金を交付している。

(単位 円)

補助金の名称	補助金額
運営事業補助金	2,524,200
ステーション管理傷害保険料補助金	859,140
クリーン高松推進事業啓発活動補助金	550,000
クリーン高松推進事業傷害保険料補助金	444,000
河川等清掃事業傷害保険料補助金	444,000
河川等清掃事業損害賠償保険料補助金	26,570
合計	4,847,910

カ 収支の状況

平成15年度高松市衛生組合連合会収支決算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

収入総額 9,923,178円

支出総額 9,678,187円

差引残額 244,991円 (翌年度へ繰越し)

内 訳

収入の部

(単位 円)

科目	区分	比較増減		
		予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)
1	負担金	1,877,000	1,784,520	92,480
2	市補助金	4,868,710	4,847,910	20,800
3	器材補助金	360,000	185,220	174,780
4	県地区衛生組織連合会助成金	2,551,600	2,652,000	△ 100,400
5	雑収入	30	29	1
6	広告料	300,000	300,000	0
7	繰越金	153,499	153,499	0
	合計	10,110,839	9,923,178	187,661

支出の部

(単位 円)

科目	区分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (A) - (B)
1	会議費	220,000	180,080	39,920
2	調査研究費	921,000	865,006	55,994
3	指導費	1,580,000	1,573,300	6,700
4	地区助成費	2,590,000	2,285,220	304,780
5	保険料	1,773,710	1,773,710	0
6	費用弁償費	160,000	142,570	17,430
7	報償費	250,000	268,576	△ 18,576
8	渉外費	60,000	50,000	10,000
9	需用費	6,129	10,525	△ 4,396
10	県等負担金	2,550,000	2,529,200	20,800
合	計	10,110,839	9,678,187	432,652

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、所管部局および監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、監査対象団体の事務に関して、別記のとおり、監査委員の意見を付するものである。

なお、所管部局および監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

ア 所管部局に対するもの

運営事業補助金の事務処理を適正にすべきもの

連合会運営事業補助金等交付申請書に添付されている収支予算書

および同補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書は、収入の部に補助金額を、支出の部に運営事業費の総額のみを記載したのようになっており、これらの書類では当該補助に係る事業計画または事業実績報告の内容に対応した補助対象事業の総経費の具体的な収支内訳が把握できないので、今後は、連合会に対し、これらの書類における事業総経費の収支関係の内訳が明確に分かるものとするよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や精算確認を行うなど、適正な事務処理に改められたい。

所管部局（環境部環境保全課）

イ 監査対象団体に対するもの

(ア) 河川等清掃事業費補助金の交付額の認定を適正にすべきもの

高松市衛生組合連合会河川等清掃事業費補助金は、同補助金交付要綱に基づき、河川等の清掃事業を実施した地区衛生組合協議会に交付しているが、補助対象事業の実施に要した経費の確認が行われないまま、補助金請求書に記載されている請求金額を補助金の交付額として交付しており、その支出額の認定の在り方に適正性を欠いた事務処理になっているので、今後は、同協議会に対し、清掃事業実績報告書に補助事業の収支関係の内訳が明確に分かる収支決算書などの提出を求めるよう指導するとともに、これに基づき補助金の交付額の認定を行うなど、適正な事務処理に改められたい。

監査対象団体（高松市衛生組合連合会）

(イ) 旅費の会計処理を適正にすべきもの

総会出席者への旅費の支払においては、その支給を受ける者から領収印を徴しないまま、事務処理をしているので、今後は、会計処理の透明性・適正性を確保するため、旅費受領者から領収印を徴するなど適正な事務処理に改めるとともに、事務の簡素・効率化の観点からの見直しも検討されたい。

監査対象団体（高松市衛生組合連合会）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

## 監査対象団体に対するもの

「衛生だより」の印刷および視察研修旅行の契約方法について

高松市衛生組合連合会では、「衛生だより」の印刷や視察研修旅行の委託は、特定の1業者と数年にわたり契約を行い、経済的かつ効果的な運用がなされていないので、今後は、複数の専門業者から見積書を提出させ、最も安価な見積額を提示した業者と契約することにより経費の節減を図るなど、経済的かつ効果的な契約方法を検討されたい。

監査対象団体（高松市衛生組合連合会）

## 第2 前回までの財政援助団体監査で指摘した事項に対する措置内容等

### 1 所管部局に対するもの

高松市立高松駅前広場地下駐車場管理委託契約等に係る仕様書を作成すべきもの

#### ア 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、高松市立高松駅前広場地下駐車場管理委託契約および高松駅前広場樹木管理業務委託契約の締結決裁には、仕様書が添付されていないので、今後は、その業務内容が明確になるよう、同規定に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付するとともに、仕様書等には、受託者が受託業務の一部を第三者に再委託する際の事項を明記されたい。

#### イ 措置された内容

(ア) 高松駅前広場樹木管理委託契約に関するもの（措置通知日 平成16年5月26日）

高松駅前広場樹木管理委託契約については、平成16年度から業務内容を明確に示した仕様書を作成し、決裁に添付した。

所管部局（都市開発部公園緑地課）

(イ) 高松市立高松駅前広場地下駐車場管理業務に関するもの（措置通知日 平成16年6月7日）

高松市立高松駅前広場地下駐車場管理業務については、平成16年3月30日から指定管理者制度により行わせるため、駐車場管理委託契約における仕様書に代わるものとして、指定管理者申請要領で、第三者への委託に係る業務も含め、具体的な業務内容を定めるとともに、指定管理者指定通知、協定締結および平成15年度委託料支出伺決裁にもその業務内容を示した書類を添付した。

所管部局（都市開発部都市再開発課）

## 2 監査対象団体に対するもの

### (1) 月次試算表の作成について改めるべきもの

#### ア 改善を要する事項

財団法人高松市駐車場公社庶務規程第19条は、「経理は、公社の財政状態および経営成績を明らかにするため複式簿記により処理しなければならない。」と規定しているが、月次試算表の4月分および5月分において、前事業年度末の未収金および未払金が複式簿記の原則にのっとって経理されていない。

#### イ 措置された内容（措置通知日 平成16年6月7日）

平成15年度から複式簿記の原則に基づき、前事業年度末の未収金および未払金を4月分および5月分の月次試算表に記帳し、適正な経理に改めた。

監査対象団体（財団法人高松市駐車場公社）

### (2) 帳簿類として整備すべきもの

#### ア 改善を要する事項

財団法人高松市駐車場公社庶務規程第22条が規定する公社に備えつけるべき帳簿のうち、現金、預金出納簿および財産台帳が備えつけられていない。

#### イ 措置された内容（措置通知日 平成16年6月7日）

経費の収入および支出は全て普通預金勘定で経理しており、現金については釣銭のみであり、また、預金については預金先が1つの金

融機関で、預金の種類も普通預金と定期預金で、かつ、これらの預金からの支出も1件ごとに理由を付記していることから、平成15年度から総勘定元帳と現金、預金出納簿を兼ねた、総勘定元帳兼現金、預金出納簿を備え、経理処理を行うこととした。また、財産台帳についても整備した。

監査対象団体（財団法人高松市駐車場公社）

(3) 正味財産増減計算書を作成すべきもの

ア 改善を要する事項

財団法人高松勤労者総合福祉振興協会の会計処理の手続および原則は、協会会計規程第3条において、公益法人会計基準に基づくものとされているが、同基準第1総則第2項において作成しなければならないとされている正味財産増減計算書が同協会の決算書に記載されておらず、また、省略する場合の注記もされていないので、今後は、同基準に基づき、正味財産増減計算書を作成するなど適正な事務処理をされたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成16年6月8日）

平成15年度から公益法人会計基準に基づき、正味財産増減計算書を作成した。

監査対象団体（財団法人高松勤労者総合福祉振興協会）

第3 前回までの財政援助団体監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

所管部局に対するもの

(1) 退職給与引当金相当額の支出時期について

平成13年度高松市立駐車場管理委託料は、四半期ごとの年4回の分割払いとし、退職給与引当金相当額を第1四半期（平成13年4月）に支出しているが、退職給与引当金は、公社の決算時において予算の範囲内で必要な額を費用勘定に計上するとともに負債勘定に退職給与引当金勘定を設けて経理するものであるから、退職給与引当金相当額の支払時

期は、第4四半期（平成14年1月）が望ましい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年6月7日）

平成14年度から退職給与引当金の支出時期については、第4四半期に支出するよう改めた。

所管部局（都市開発部都市再開発課）